

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間】 2年間

【交付率】 定額（上限150万円等）

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額（上限500万円等）

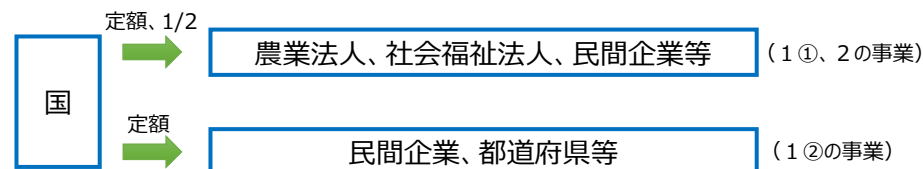
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間】 最大2年間

【交付率】 1/2（上限1,000万円、2,500万円等）

<事業の流れ>



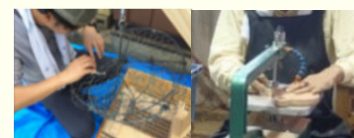
<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の運用

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備

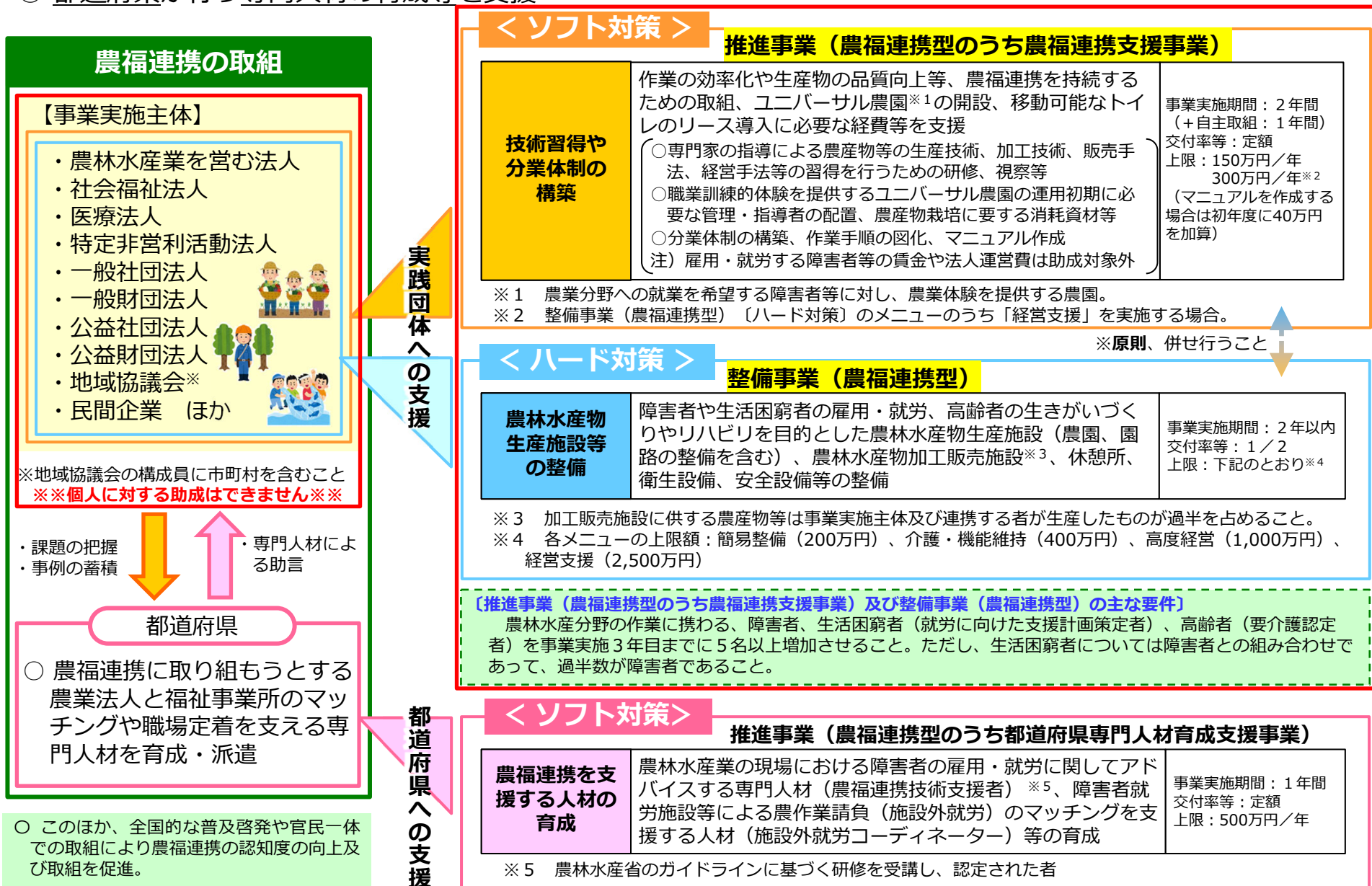


園地、園路整備



処理加工施設

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援



農福連携支援事業〔ソフト〕及び整備事業（農福連携型）〔ハード〕の概要

○ 農福連携支援事業〔ソフト〕

※ 原則、併せ行う

○ 整備事業（農福連携型）〔ハード〕

ただし、以下に該当する場合は
ソフト対策単独での実施が可能

障害者、生活困窮者、高齢者が農林水産業や関連事業の作業に携わるための“場”が既に確保されている。

例1 農福連携の取組を行うほ場や農林水産物生産施設、加工・販売施設を有している。

例2 施設外就労の受入れ先が確保されている。

※既に十分な生産技術を有し、かつソフト対策なしでも目標達成（雇用・就労者数、売上げ、交流人口 等）が確実と見込まれる場合に限り、ハード対策単独の実施も可能です。

【事業実施主体】

- ・ 農業法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 一般財団法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 公益財団法人
- ・ 民間企業
- ・ 地域協議会※ ほか



《個人への助成はできません》

地域協議会とは・・・

市町村を構成員に含み、以下の内容を定めた規約等に各構成員が同意している団体。

- ①目的、②構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、③意思決定方法、④解散した場合の地位の継承者、⑤事務処理及び会計処理の方法、⑥会計及び監査の方法、⑦その他運営に関して必要な事項

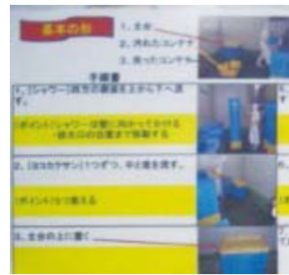
農福連携支援事業〔ソフト〕の紹介

【対象になる取組の例】

- 生産技術、加工技術の習得のための研修
- 先進的な団体の視察
- ユニバーサル農園※¹の初期運営
- 移動式トイレ(車載トイレ等)の導入※²
- 分業体制の構築、作業マニュアル作成
- 農福連携が経営に与える影響の分析



	作業	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	レベル6
1	掃除・草取り	汚れ・草取り 一人作業	一定作業量可	虫・トラ ラー可			
2	トレー・コン テナ洗い	汚れ・草取り 一人作業	洗浄機 使用可	質・量			
3	段ボール箱 の立て		作業手 順	正確・量			
4	ちんげん菜 定植		立作業	正確・量	苗の品 質区別		
5	ちんげん菜 収穫			刃物使 用	正確・箱 詰め	品質変 化対応	目標収 穫量
6	畝みつば下				正確作	品質変	目標量



- ※1 農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園
 ※2 リースまたはレンタル

【実施期間】

- 助成期間:最初の2年間まで
- 自主取組:最後の1年間(目標年)
あわせて、**3年間の計画に基づいて実施**

【交付率及び助成額】

- 定額補助
- 上限150万円/年

※1 ハード事業のメニューのうち「経営支援」と組み合わせる場合は、上限を300万円/年に嵩上げ

※2 分業体制の構築や作業マニュアル作成を行う場合は、1年目に限り40万円を上限に加算

【取組の対象者】

農林水産業の現場や農林水産物の加工・販売に携わる障害者、生活困窮者、高齢者、福祉事業所の職員等

【主な留意事項】

本事業の実施により、農林水産業及び農林水産業関連事業(6次産業)の作業に携わる障害者、生活困窮者(障害者との組み合わせに限り、過半は障害者とする)または高齢者が、事業実施前から目標年度(事業着手後3年目)までに**5名以上増加**すること。

※この他にも、事業の実施に係る要件や基準があります。詳しくは、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領の別記5をご参照下さい。

農山漁村振興交付金のサイトURL(農林水産省webサイト内)
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

整備事業(農福連携型)[ハード]の紹介①

簡易整備



トイレ



休憩所

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
(簡易な農園整備を含む)
- 休憩所
- トイレ
- 安全施設 等

【交付率及び助成額】

- 1/2以内または200万円
のいずれか小さい方

【助成期間】

- 最大2年間

【取組の対象者】

- 障害者、生活困窮者

高度経営



農林水産物処理加工施設

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
(簡易な農園整備を含む)
- 農林水産物加工・販売施設
- 休憩所
- トイレ
- 安全施設 等

【交付率及び助成額】

- 1/2以内または1,000万円
のいずれか小さい方

【助成期間】

- 最大2年間

【取組の対象者】

- 障害者、生活困窮者

介護・機能維持



農業用ハウス(低コスト耐候性)



農機具庫

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
(簡易な農園整備を含む)
- 休憩所
- トイレ
- 安全施設 等

【交付率及び助成額】

- 1/2以内または400万円
のいずれか小さい方

【助成期間】

- 最大2年間

【取組の対象者】

- 高齢者

【主な留意事項】

- ・ 原則、**農福連携支援事業[ソフト]**と併せて実施すること。
- ・ 本事業の実施により、農林水産業及び農林水産業の関連事業の作業に携わる障害者、生活困窮者(障害者との組み合わせに限り、過半は障害者とする)または、高齢者が、事業実施前から目標年度(事業着手後3年目)までに**5名以上増加**すること。
- ・ 費用対効果分析を行い、**投資効率が1.0以上**であること。
- ・ 農林水産物加工、販売施設を整備する場合、事業実施主体及び連携して生産を行う者が生産する農林水産物が、当該施設において加工または販売に供される農林水産物の**過半を占める**こと。

※この他にも、事業の実施に係る要件や基準があります。詳しくは、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領の別記5をご参照下さい。

農山漁村振興交付金のサイトURL(農林水産省webサイト内)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

※自走、持ち運びが可能な機械機具類は助成の対象外です。

整備事業(農福連携型)[ハード]の紹介②

経営支援

【助成の対象】

- 農林水産物生産施設
(簡易な基盤整備を含む)
- 農林水産物加工・販売施設
- 休憩所
- トイレ
- 安全施設 等



農業用ハウス(低コスト耐候性)



農林水産物処理加工施設

【交付率及び助成額】

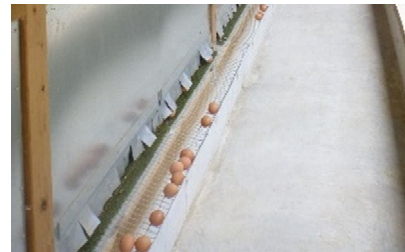
- 1/2以内または
2,500万円
のいずれか小さい方

【助成期間】

- 最大2年間

【取組の対象者】

- 障害者、生活困窮者



採卵鶏舎(ウインドレス)



トイレ



休憩所

【主な留意事項】

- 原則、**農福連携支援事業[ソフト]**と併せて実施すること。
- 本事業の実施により、農林水産業及び農林水産業の関連事業の作業に携わる障害者、生活困窮者(障害者との組み合わせに限り、過半は障害者とする)、高齢者が、事業実施前から目標年度(事業着手後3年目)までに**5名以上増加**すること。
- 費用対効果分析を行い、**投資効率が1.0以上**であること。
- 農林水産物加工、販売施設を整備する場合、事業実施主体及び連携して生産を行う者が生産する農林水産物が、当該施設において加工または販売に供される農林水産物の**過半を占める**こと。
- **以下のアからエの全てを満たす**こと。
 - ア 農福連携の取組を取り入れ、経営改善を積極的に進める事業計画であること(従前から農林水産業を営んでいることが前提)。
 - イ 農福連携のモデル的な取組であり、横展開に資するものであること。
 - ウ 地域の福祉団体等との連携が確実であること。
 - エ 事業開始年度から目標年度まで、毎年度、農業経営の発展のため経営分析を行うこと。

※この他にも、事業の実施に係る要件や基準があります。詳しくは、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領の別記5をご参照下さい。

農山漁村振興交付金のサイトURL(農林水産省webサイト内)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

※自走、持ち運びが可能な機械機具類は助成の対象外です。

※「経営支援」は、農林水産業の経営改善を要件としているため、ユニバーサル農園の整備のみを実施する場合は利用できません。

よくあるお問い合わせ①

Q1. 農林水産業を営む法人の場合、障害者等を直接雇用しなければ補助の対象にならないのか。



A1. 福祉事業所の施設外就労として作業を請け負ってもらう場合も補助の対象になります。

Q2. 福祉事業所の利用者に対する賃金や工賃は補助対象になるのか。



A2. 利用者に支払う賃金や工賃を補助の対象にすることはできません。

Q3. 交付金事業により農福連携に取り組むにあたり、福祉事業所の運営経費も補助対象になるのか。



A3. 事業所の運営費などの経常的な経費を補助対象とすることはできません。

Q4. 福祉事業所を運営しており、厚生労働省の助成を受けているが、このような場合でも交付金事業の実施主体となり得るのか。



A4. 農福連携対策で取り組もうとする内容に対して重複する補助でなければ実施主体となり得ます。

よくあるお問い合わせ②

Q5. 交付金事業の採択後に福祉事業所を立ち上げた場合、経営者である自分の給与も補助対象になるのか。



A5. 事業所の運営に関わる人件費を補助対象とすることはできません。
ただし、交付金事業で実施する取組に伴う新たな業務に対応するため、臨時的に雇い入れる方の賃金は補助の対象になります。

Q6. 福祉事業所そのものの建築は補助対象なのか。



A6. 福祉事業所の建築は本事業の補助対象ではありません。
また、農林水産物の加工施設や販売施設においても、事務室の整備を補助対象にすることはできません。

Q7. 福祉事業所の利用者が使用する農業用機械や農機具の購入は補助対象になるのか。



A7. 自走、持ち運びが可能な機械機具類は、他の目的に利用が可能であることから補助対象にすることはできません。

よくあるお問い合わせ③

Q8. 公募の結果はいつわかるのか。



A8. 過年度の例では、ソフト事業のみの提案の場合は、公募締切の概ね1ヶ月後、ハード事業を含む提案の場合は、公募締め切りから2～3ヶ月後となっています。

Q9. 交付金交付先候補者に選定された後、いつから事業に着手できるのか。



A9. 選定通知から1ヶ月以内に地方農政局長等あてに計画の承認を申請し、承認後の交付申請を経て、交付の決定を通知された以降となります。

Q10. 交付決定までにはどのような手続きが必要なのか。



A10. 交付決定までに必要な手続きは以下のとおりです。

- ①計画承認の申請 → 計画承認通知
- ②割当額の内示(国から)
- ③交付金交付の申請 → 交付決定

※ p11をあわせてご参照下さい。

よくあるお問い合わせ④

Q11. 交付金による支援はどの時点から対象になるのか。



A11. 支援の対象は交付決定後の取組です。交付決定日より前の取組は支援の対象とはなりません。

Q12. ソフト事業で交付金の支援の対象とならない経費はどのようなものか。



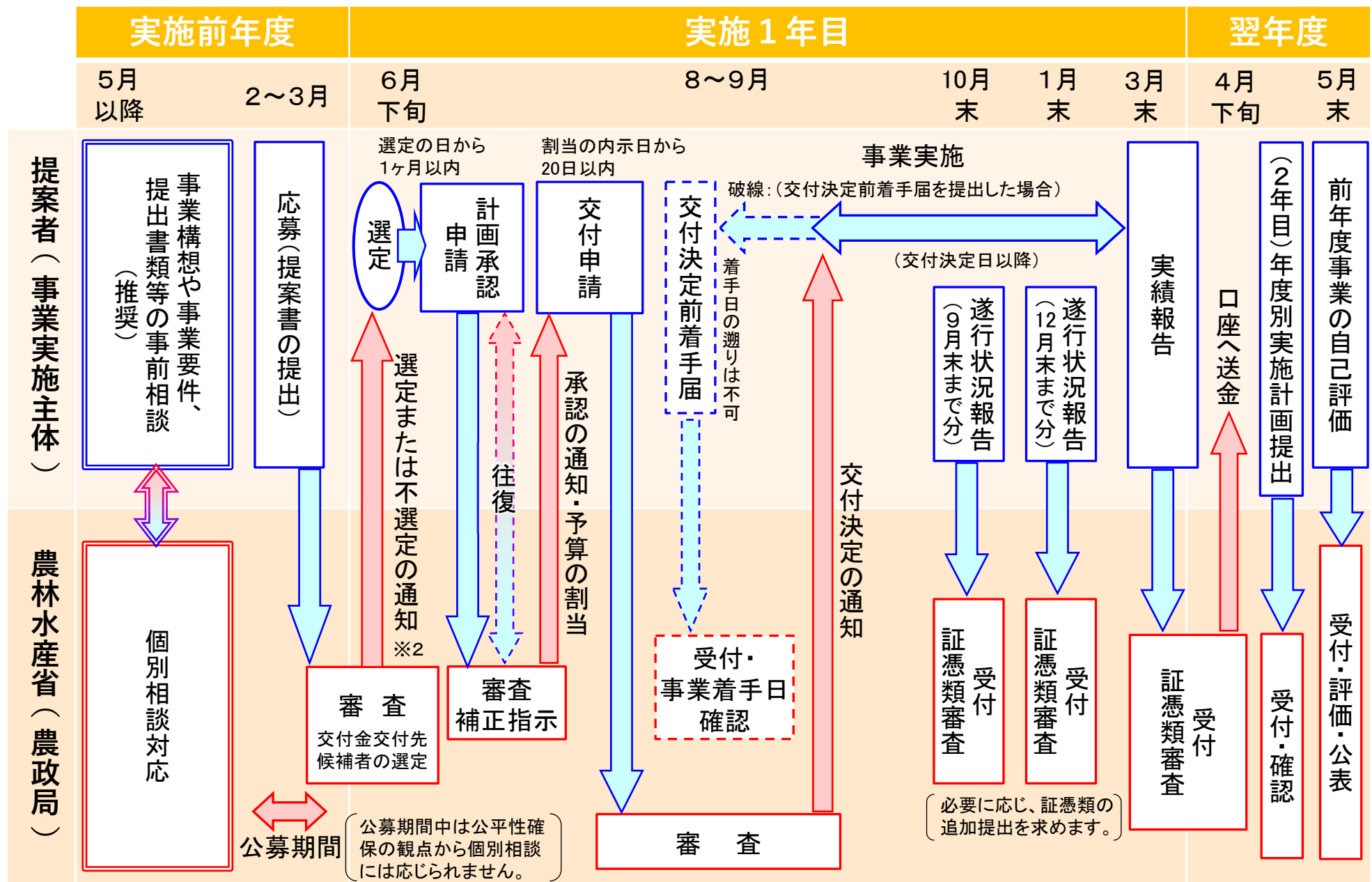
A12. 事業実施主体の経常業務を維持するための運転資金、協議会構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人件費等）、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品の購入については支援できませんので、事前に取組地域を所管する地方農政局等に確認して下さい。

Q13. 国からの交付金はいつ支払われるのか。
また、前払いは可能な
のか。



A13. 交付金の支払いは、年度ごとの精算払い（支出実績に基づく精算）が原則となりますので、事前に1年分の取組に要する費用の全額を用意して頂く必要があります。
また、年度途中の支払い（支出実績に基づく部分精算）がありますが、様々な制限が設けられています。

農福連携型(ハード事業あり)のおおよそ※¹の流れ(前年度～1年目)



※¹…年度により変動する場合があります。 ※²…ソフト事業のみのご応募の場合は、採択が2ヶ月程度早くなります。